

会議録様式

審 議 会 名	第3回（仮称）杉戸町手話言語条例検討委員会
開 催 日 時	令和6年12月19日（木）午前10時00分～11時40分
開 催 場 所	杉戸町役場 文書保存庫第1会議室
会 議 の 議 題	（1）杉戸町手話言語条例（素案）について
公開・非公開の別	☒ 公開 ・ 非公開 （公開の場合傍聴者数 3人）
	（非公開の場合理由）
出 席 委 員 氏 名	（出席委員） 岡野敏昭委員、松田弘美委員、須田恒男委員、青木一子委員、 柴田周子委員、山路久彦委員、稲垣良行委員、間宮佐委員、 吉澤久美子委員
審議の概要	
議題について意見及び質問をいただいた。 詳細は別紙のとおり。	

・議事（１）「杉戸町手話言語条例（素案）について」

委員）

前文２段落目について

聞こえない人の歴史的なことについて、記載してほしい。

ろう学校で手話を使うことが禁止されていた時代がある。そのことを盛り込んだ方が聞こえない人にとって手話が大切であることなどが分かり理解が進むのではないか。

事務局）

前文中に時代背景を記載している例もあるため、全体的なバランスも見ながら修正したいと思う。

委員）第７条３項について

推進方針の策定及び取組に当たっては、関係機関の意見を聴くよう努めるものとするがあるが具体的にはどのような方法を考えているのか。

事務局）

現時点では進捗状況の確認は障がい者計画推進懇話会の中で説明、意見を頂くことで考えている。

個別の施策については、都度関係団体等と対話をしていきたいと考えている。

委員）

第６条について

手話を必要とする人及び聴覚障がい者関係団体の責務はどのようなものを想定しているのか。

事務局）

ここが杉戸らしさを出した部分になると考えている。

団体の皆様の活動そのものを表していると理解していただければよいと思う。

委員）

第３条から第６条にかけてそれぞれの役割や責務を記載しているが、事業者と関係団体は役割ではなく責務とした理由を聞きたい。

事務局）

第４条の町民は広い定義となるため役割とした。

第３条、５条、６条は対象者がある程度明確に見えているため責務とした。

委員)

第7条3項について

近隣では「意見を聴く」ではなく「協議の場」としている。意見を聴くだけでなく、協議することが大切ではないか。話合いの場が保障されることが大切ではないか。

事務局)

「協議の場を設ける」と記載したいと思う。